

白河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和元年6月28日
白河市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

白河市においては、中心部から北東部に流れる阿武隈川、表郷地域を東西に流れる社川、大信地域を東西に流れる隈戸川、東地域を南北に流れる矢武川が縦横に流れ、これらの源流域には優良農地が広がっているところではあるが、市街地、平地、中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地では、圃場の耕作条件の悪い農地や農業従事者の高齢化が進み遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の作物が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化など、農地等の利用の適正化に積極的に取り組む必要がある。

以上の観点から、各地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域の活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくように、白河市農業委員会の指針として具体的な取り組みを以下のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成31年3月)	5,664 ha	86 ha	1.5%
3年後の目標 (令和4年3月)	5,624 ha	82 ha	1.4%
目 標 (令和5年3月)	5,612 ha	81 ha	1.4%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

管内を17つの区域に分け、農業委員及び推進委員の担当地区による連携またはチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

(ア) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(イ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成31年3月)	5,664 ha	2,074 ha	36.6%
3年後の目標 (令和4年3月)	5,624 ha	3,093 ha	54.9%
目 標 (令和5年3月)	5,612 ha	4,209 ha	75%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」について

農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の課題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに協力する。

② 農地中間管理機構との連携について

農業委員・推進委員は、地域での話し合いに参画し、出し手・受け手の情報収集を行い、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討する等、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

利用権設定制度の周知を行うとともに、地域の農地利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用や集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れ推進など、地域に応じた取り組みを推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成31年3月）	17人 （29.7ha）	14法人 （118.5ha）
3年後の目標 （令和4年3月）	26人 （48.6ha）	20法人 （149.1ha）
目 標 （令和5年3月）	29人 （54.9ha）	22法人 （159.3ha）

※新規参入者及び新規参入者取得面積については、目標年度までの累計値。

(2) 新規参入に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市関係部局、県農業委員会ネットワーク機構、JA、農地中間管理機構と連携し、農地の借り入れ意向のある認定農業者及び新規就農者・新規参入（法人を含む）を把握し、情報を収集・提供する。

② 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

(ア) 新規参入の相談があった場合には、市、人・農地相談センター、農協等関係機関と情報を共有し、農業委員及び推進委員が農地をあっせんするなど、地域で円滑に就農できるようアドバイスする。

(イ) 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見的役割を担う。